

提出された意見等

②茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要
1	2 基準の向上	すべての保育施設において、現行の市の保育水準が後退することのないように基準を設定してください。
2	2 基準の向上	新制度の実施にあたっては、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任をふまえ、すべての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を実施してください。
3	2 基準の向上	幼児・小児の保護者の働く環境・条件が悪化している時、子ども達の保育水準の後退は市内の子ども達の発達に大きな悪影響を及ぼします。保育水準がさらに良くなるように配慮していただくよう切にお願いします。
4	2 基準の向上	保育に関わる全ての施設において、現行の市の保育水準がこれ以上後退しないように基準を設定してください。
5	2 基準の向上	認可保育所の基準や保育は、不断の努力によって積み重ねられ、子どもの安全、成長の理論的、実践的な充実が確保され、また、新しく起こるさまざまなことに対応する保育力や施設環境を築いてきています。子ども・子育て支援新制度は、こうした認可保育所が築いている保育の基本を崩す制度になっています。茨木市においては、これまで市が行ってきた保育水準を維持し、充実させるための新制度を確立するよう望むものです。
6	2 基準の向上	子どもが、いじめや体罰、強要によって病気になったり、萎縮したりするようなことはあってはいけません。保育、教育内容を把握し、よりよい環境をつくるように方策を作ってください。
7	2 基準の向上	すべての子どもに平等な保育と公平な待遇を保障するためにも、すべての保育施設において現行の保育水準が後退しないように設定してください。
8	2 基準の向上	すべての保育施設の保育の質を上げて、施設による格差をなくしてください。
9	2 基準の向上	施設給付と委託費とは違うものです。茨木の子どもが保護者の状況にかかわらず安心して保育が受けられるものにするべきです。
10	3 家庭的保育事業等における設備及び運営の向上等	保育の平等性の観点からも、格差が生じないよう小規模保育事業の認可条件はできる限り認可保育所並みに設定するべきです。
11	4 家庭保育事業者等の一般原則	④中「定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とありますが、保育の質、安全を担保するため「評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていく（図るようにはしなければならない）」に追記してください。
12	5 保育所等との連携	連携施設で入所できない場合、当該利用乳幼児の他施設への入所調整を市が責任を持って行う旨の規定を入れてください。
13	5 保育所等との連携	待機児童解消は小規模保育事業に頼るのではなく認可保育所の増設で行うべきです。小規模保育を行う場合は、すべて職員が保育資格を持つA型で行ってください。また、連携施設は茨木市が確保してください。

提出された意見等

②茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要
14	5 保育所等との連携	こども園・保育所等で、保育を受ける内容が変わらないようにしてください。特色をつけるのはいいが、保育と教育を分けなくて欲しいです。
15	14 食事 28 職員	小規模保育事業、家庭的保育事業の認可にあたっては、給食を自園調理必須とし、調理員を配置してください。
16	21 設備の基準	小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所の設置基準は、認可保育所の基準を適用し、どの子どもも公平な保育が実施されるようにしてください。
17	21 設備の基準	大阪市では家庭的保育事業にかかる保育室等を2階以上に設ける場合は国省令第28条第7号に掲げる要件に該当するものである事と基準を設けています。茨木市でもそのようにお願いします。
18	22, 28, 33, 38, 45, 52, 58 職員	質の向上が市として必須事項であるならば、市内の1歳児を対象とする事業すべてに対してその配置での条例化をしないと子どもへの処遇に矛盾が生じます。（具体的には、私立認可保育園に対してはあくまでも補助事業として1歳児5：1となっており、その人件費全ては賄っていないし、保育士が足らなければ補助金カットされるだけです。）またその場合、待機児童の解消どころか待機児童増加につながる可能性が高いです。逆に、待機児童解消を最優先するならば、もっと利用人数を増やせるような一時的な措置が必要です。
19	22, 28, 33, 38, 45, 52, 58 職員	職員配置基準は、公立保育所と同様にし、保育士資格者を配置するよう定めてください。
20	26 小規模保育事業の区分	小規模保育事業者はA型のみにしてください。
21	26 小規模保育事業の区分	「保育の質・安全を図るため、B型、C型については、早期にA型への移行を促進することを市は援助する」という文言を付け加えてください。
22	27 設備の基準	設備基準は、避難経路確保の観点から、原則1階に設置するよう求めるべきです。
23	27 設備の基準	小規模保育の建物で3階以上は認めないでください。3階以上を認めるなら避難経路は子供が1人で出来るよう階段の段差幅など見直してください。
24	28, 33, 52, 58 職員	1歳児5：1の配置が国基準以上となっていますが、保育士不足と待機児童解消が茨木市にとっても問題となっているなかでそこまでの配置が必要なののでしょうか。
25	28, 33 職員	事業責任者、保育士、委託医を追加してください。
26	28 職員	「事業責任者、保育士…」を付け加えてください。
27	33 職員	「事業責任者、保育士等…」を付け加えてください。文章に「全員が有資格者になるように努める」を付け加えてください。保育士は全員の有資格者または三分の二以上は有資格者にし、保育の質、安全の確保を行ってください。

提出された意見等

②茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要
28	38 職員	「事業責任者、家庭的保育者…」と付け加えてください。
29	43 保育の提供	居宅訪問型保育の提供については、専門家を交えた判定委員会を設置し、障害疾病等の程度について集団保育が困難か否かを判断できるように規定してください。
30	43 保育の提供	「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児」とありますが、発達の観点から専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難か否かを判断できるように規定してください。
31	43 保育の提供	①中「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」とありますが、「困難」の判断基準が何なのか、何で判断されるのかが分かりません。発達の観点から専門家を交えた判定委員会を開催し、集団保育が困難かどうか判断できるようにしてください。
32	51, 57 設備の基準	事業所内保育事業については、乳児室の1人当たり面積を3.3㎡以上にすべきです。
33	54 保育時間	短時間保育は8時間を保障してください